

若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年6月30日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

定期監査報告

- 1 実施年月日 平成28年6月27日（月）
- 2 財政援助団体監査
 - (1) 対象補助団体 若桜町観光協会
 - (2) 監査の着眼点
 - ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
 - イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
 - ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
 - エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
 - オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
 - カ 会計責任上に責任体制は確立されているか。
 - (3) 監査の結果
町の玄関口でもある道の駅との連携のあり方、また町ホームページ上のバナーの視認性の低さなど、集客につながる情報発信の仕組みが不十分である。関係機関と

の連携強化に努められたい。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 対象施設

道の駅若桜、活性化施設（味工房）、わかさ29工房

(2) 監査の着眼点

ア 公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(3) 監査の結果

ア 協定書に事業報告書の提出を明記すること。

イ 指定管理者の更新にあつては、早めに公募を行うこと。